

成畜市場 事故補償制度 要領

(目的)

当小林成畜市場での出荷牛は、セリ落とされた時点で牛の所有は購買者となり以降の事故（死亡を含む）は購買者の責任となる。これまで、小林成畜市場運営規程第4条に該当し購買者に過失のない事故の事案においては、小林成畜市場規程第18条・第19条により協議の上、解約や出荷者負担の見舞金で解決してきた。

この事故補償制度は、出荷者・購買者の両方からの負担金で基金を造成し購買牛の事故補償に充てるものとし、この制度により安心した出荷・購買を促すことで成畜市場の活性化を図る。

1. 当制度の適用は、申し出の期日や診断書等の提出書類など、すべての条件が揃ったものにつき家畜商役員を含めたセリ実務者で協議し判断する。
2. 負担金は、出荷者・購買者の両方より事故補償負担金として牛1頭の売買につき各1,000円を伝票により徴収する。乳子牛は対象外のため徴収しない。
3. 補償金額は、セリ価格を基準に協議の上、相当額を当補償制度より購買者に支出する。
 - (1) 枝肉全廃棄については、セリ落とし価格の全額を補償する。
 - (2) セリ当日を含む7日間以内に死亡した牛については、セリ落とし価格の上限50万円の半額25万円、上限50万円を下回った場合はセリ落とし価格の半額を補償する。
 - (3) 補償制度の補償金で満たない部分については、出荷者と購買者・家畜商役員を含めたセリ実務者で協議し、その金額（25万円以内）を補償する。
4. 事故補償の支出基準は以下のとおりとする。
 - (1) BL（多発性腫瘍）・敗血症・全身性腫瘍・黄疸・水腫による枝肉全廃棄とする。
 - (2) 枝肉全廃棄については、屠畜場の廃棄証明書原本を提出し申請する。証明書には、BL（多発性腫瘍）・敗血症・全身性腫瘍・黄疸・水腫のいずれかが必ず明記してあること。
 - (3) 上記(1)(2)の対象牛は、肥育牛（屠畜予定）として購買され、セリ日より60日以内に屠畜したもの。
 - (4) 当市場出荷者が60日以上飼育した事が確認できるものとし、当市場の取引の後に他の市場での取引がないもの。（最終の転入者と転出者は同一）
 - (5) 上記(1)～(3)に該当しない事案については、出荷者と購買者・家畜商役員を含めたセリ実務者で協議して決定する。
5. この要領は自己満足の勝手な解釈がなされてはならない。決定された補償内容及び本制度に対する悪質な意義申し立てについては、小林地域家畜市場業務規程第27条により成畜運営委員会を開催して決定する。
6. 成畜市場運営事業会計における事故補償制度補償金の取り扱いについて、決算時に不足した場合は同会計から補填するものとする。
7. この要領に定めのない事項については、その都度成畜運営委員会を開催して決定する。

この要領は、令和3年10月1日より施行する。

この要領は、令和4年10月1日より一部改正し施行する。

この要領は、令和5年4月1日より一部改正し施行する。

この要領は、令和5年6月1日より一部改正し施行する。